

⑤ 令和5年度十和田市移住・定住住宅取得支援事業補助金

本市への定住促進を図るため、市外から転入し住宅を取得する方を支援します。

1. 補助金額

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）	加算 （若年世帯・子育て世帯）
新築住宅の 建築費・購入費	補助対象経費の1/2	100万円	50万円
中古住宅の 購入費		50万円	

- ・世帯区分の年齢の判定日は、令和5年4月1日となります
若年世帯 … 申請者本人又は配偶者が40歳未満の世帯
子育て世帯 … 妊婦又は18歳未満の子がいる世帯
- ・申請者の居住を目的とした住宅が対象です（新築住宅は検査済証の交付から1年以内のもの）

2. 補助要件

- ① 平成31年4月1日以降に市外から転入し、令和6年3月31日までに居住すること
- ② 居住の日から5年以上継続して居住すること
- ③ 市区町村税に滞納がないこと
- ④ 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合を除く）
- ⑤ 十和田市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと
- ⑥ 令和6年3月31日までに申請者又は配偶者いずれかの名義で所有権保存の登記をすること
※共有名義の場合は、申請者又は配偶者いずれかの持分が2分の1以上であること
- ⑦ 個人間売買（仲介業者を介さない当事者同士による取引）でないこと

3. 注意事項

- ・ **補助金を申請する前に、政策財政課へお問い合わせください**
- ・ 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します
- ・ 令和5年3月31日以前に工事・支払いが完了し居住した場合は対象外です
- ・ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは補助金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります

【お問い合わせ】

十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください

